

2024 年 5 月 15 日

東郷町議会議長 様

東郷町

三宅 暁良

名古屋市北区柳原三丁目 7 番 8 号

春の自治体キャラバン実行委員会

代表 西尾 美沙子

事務局：自治労連愛知県本部

介護・障害福祉職場の 1 人夜勤をなくし、複数配置を
基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情

介護・障害福祉施設は、家庭と仕事の両立のため、そして個人の尊厳を尊重する社会のためにも重要な施設です。公共性も高く、本来であれば国・自治体で行う事業を民間が担っています。しかし現在の制度では、日中すら十分な職員配置ができないうえ、深夜帯の配置基準は介護施設では 1 フロアに職員 1 人、障害福祉のグループホームでは夜勤者もおかなくていいという最低基準となっています。そういった中で、2020 年 11 月には夜勤中に倒れて亡くなった職員もいます。職員と利用者の安全のためにも夜間の配置基準の改善は喫緊の課題です。

国は「手厚く人員配置をした際に夜間支援体制加算を創設している」としていますが、2023 年に行った愛労連・自治労連愛知県本部主催の春の自治体キャラバンのアンケート結果では、介護分野では認知症対応型生活介護・小規模多機能型施設 718 件のうち複数配置した際に取得できる夜間支援体制加算Ⅰの取得は 8 件、夜間支援体制加算Ⅱの取得は 7 件と取得がすすんでいません。障害分野のグループホームでは夜勤者を置くと取得できる夜間支援体制加算Ⅰの取得が 521 事業所あるうち、複数配置をするための夜間支援体制加算Ⅳの取得が 23 件、夜間支援体制加算Ⅴの取得が 6 件と極めて不十分です。

愛知県医労連と福祉保育労東海地本で行った「2023 年度夜勤実態アンケート」では、1 人夜勤についての回答 296 件のうち、すべての時間 1 人が 148 件、一部時間帯で 1 人夜勤が 113 件と、88%が 1 人夜勤を行っており、危険な状態となっています。また「手をあげそうになったことはあるのか」という設問に対し、「ある」と回答した件数が 101 件と 3 割にものぼり、その内容には「利用者が眠れず、自分自身にも余裕がない中で、利用者的大声にイライラした時」という回答もあり、1 人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、虐待にもつながってしまいます。職員が健康で働き続けられ、職員・利用者のいのちが守られる配置基準を国の責任においてただちに実現する必要があります。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げること。
2. 夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。

以 上

【意見書案⑥】

介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、 複数配置を基準とすることを求める意見書（案）

介護・障害福祉施設は、家庭と仕事の両立のため、そして個人の尊厳を尊重する社会のためにも重要な施設である。公共性も高く、本来であれば国・自治体で行う事業を民間が担っているが、現在の制度では、日常的に十分な職員配置ができないうえ、深夜帯の配置基準はあまりに危険で不十分である。このような中で、2020年11月には夜勤中に倒れて亡くなった職員がおり、職員と利用者の安全のためにも夜間の配置基準の改善は喫緊の課題である。

国は「手厚く人員配置をした際に夜間支援体制加算を創設している」としているが、2023年に行った愛労連・自治労連愛知県本部主催の春の自治体キャラバンのアンケート結果では、介護分野では認知症対応型生活介護・小規模多機能型施設718件のうち複数配置した際に取得できる夜間支援体制加算Ⅰの取得は8件、夜間支援体制加算Ⅱの取得は7件と取得がすすんでいない。障害分野のグループホームでは夜勤者を置くと取得できる夜間支援体制加算Ⅰの取得が521事業所あるうち、複数配置をするための夜間支援体制加算Ⅳの取得が23件、夜間支援体制加算Ⅴの取得が6件と極めて不十分である。

愛知県医労連と福祉保育労東海地本で行った「2023年度夜勤実態アンケート」では、1人夜勤についての回答296件のうち、すべての時間1人が148件、一部時間帯で1人夜勤が113件と、88%が1人夜勤を行っており、危険な状態となっている。さらに「手をあげそうになったことはあるのか」という設問に対し、「ある」と回答した件数が101件と3割にものぼっている。1人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、虐待問題にもつながる。介護・障害施設の職員が健康で働き続けられ、職員・利用者のいのちが守られる夜間の配置基準を国の責任においてただちに実現する必要がある。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、常時複数配置であることを基準とし、それが実現できる報酬単価に引き上げること。
 2. 夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2024年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣

〇〇〇議会
議長